

政 府

No.97/2018/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2018年6月30日

政 令

政府の ODA ローン資金／外国譲許的ローンの転貸に関して

2015年6月19日付政府組織法に基づき；
2017年11月23日付公的債務管理法に基づき；
2015年6月25日付国家予算法に基づき；
2014年6月18日付建設法に基づき；
計画投資大臣の要請を踏まえ；

政府は、政府の ODA ローン資金／外国譲許的ローンの転貸に関する政令を公布する。

第 1 章
一般規定

第 1 条. 調整範囲

本政令は、政府の ODA ローン資金／外国譲許的ローンの転貸資金に係る転貸、回収の管理、実施に関して規定する。

第 2 条. 適用対象

1. 公的債務管理法の規定に従った、政府の ODA ローン資金／外国譲許的ローンの転貸者。

2. 財政省、及び財政省によって転貸の権限を委任された機関（当館注：以下、「転貸権限被委任機関」という。）。

3. 政府の ODA ローン資金／譲許的ローン資金の転貸資金に掛かる転貸、回収の管理、実施プロセスにおいて関連する機関、組織、個人。

第 3 条. 用語解説

公的債務管理法において規定される各々の用語に加え、本政令において、以下の各々の用語は次のように解釈される：

1. 「外国ローンに係る合意」とは、国、政府の名義により外国の貸し手（レンダー）と署名する資金の貸し付けに係る各々の協定、契約、合意のことをいう。

2. 「転貸契約」とは、転貸に関し、財政省又は転貸権限被委任機関と、転貸者との間で署名するサブローンに係る契約又は協定のことをいう。

3. 「転貸委任契約」とは、転貸権限被委任機関が信用リスクを負う全ての方式を含む、転貸の実施、転貸借款の管理及び債務の回収に係る権限を委任するため、財政省と、転貸権限被委任機関との間で署名する契約のことをいう。

4. 「猶予期間」とは、転貸者が債務を受領し、転貸借款の元本を返済する必要はないが、転貸契約に従って発生する金利及び手数料項目を十分に支払わなければならない期間のことをいう。

第4条. 5年間の転貸限度額の設定

1. 公的機関、企業に対する5年間の転貸限度額の設定：

5年間の公的債務に係るローン・返済計画の5年目の6月30日までに、次の5年間の転貸計画に登録するため、公的機関、企業（以下、総称して「転貸人」という。）は、財政省に、以下の各々の資料を送付する：

a) 実施状況の評価、締結された各々の転貸項目のディスバース状況、現行5年間における想定ディスバース総額；

b) 各々の締結された転貸項目のディスバース需要、次の5年間の転貸のための新規ローンの需要の登録；債務返済源の調達能力に関する予備評価を添付する；

c) 各々の企業及び公的機関に対する、各々のプロジェクトオーナーのディスバース需要の登録に関する所管機関の意見。

2. （地方政府の）省レベルの人民委員会に対する5年間の転貸限度額の設定：

（地方政府の）省レベルの人民委員会に対する5年間の転貸限度額は、地方自治体の5年間の債務に係るローン・返済計画の一部である。現行の転貸限度額の設定プロセスは、地方自治体の債務管理に関する政令の規定に従う。

3. 公的債務安全指標；（地方政府の）省レベルの人民委員会の転貸部分に対する5年間の財政計画における地方予算のローン及び支出超過の総額に係る指標に基づき、財政省は、各々の（中央政府の）省、中央機関、地方のニーズをとりまとめ、5年間の転貸限度額を設定し、国会常務委員会、国会に提出するため、政府に報告する。

第5条. 年間の転貸計画の立案及び転貸限度額の設定

1. 公的機関, 企業に対する年間の転貸計画及び転貸限度額の設定:

毎年7月20日までに, 年間の転貸計画及び転貸限度額を設定するため, 転貸者は, 財政省に, 以下に関して報告するために送付する:

a) 実施状況の評価, (当該)年度及び借款実行時から計画年度の前年までの転貸に係るディスバース, 債務返済の額; 未実施の額; それぞれのプロジェクト, それぞれの年度の詳細;

b) 各々の締結された転貸項目, 各々の新規締結予定の項目の, 計画年度における実施予定の想定額。

2. (地方政府の)省レベルの人民委員会に対する年間の転貸計画の立案:

a) (地方政府の)省レベルの人民委員会に対する年間の転貸計画は, 地方自治体の年間の債務に係るローン・返済計画の一部である。計画の立案プロセスは, 地方自治体の債務管理に関する政令の規定に従って実施する。

b) (地方政府の)省レベルの人民委員会に対する年間の転貸計画の内容は, それぞれの転貸に係る借款, 債務返済毎にとりまとめ, 地方自治体の債務返済能力を確保する必要がある。

3. 5年間の転貸限度額, 各々の転貸者, プロジェクトオーナーの計画に登録されたニーズ; 公的債務安全指標に基づき, 財政省は, それぞれの資金源の従って年間の転貸計画を詳細にとりまとめ, (政府に)提出し, 政府は年間の転貸限度額を承認するとともに, (政府首相に)提出し, 政府首相は年間の政府債務に係るローン・返済計画を検討し, 承認する。

4. ディスバースが年間の転貸計画を超える場合, 財政省はとりまとめ, (政府に)提出し, 政府は以下の原則を確保した計画を調整する:

a) 公的機関, 企業への転貸に関して, プロジェクトの実施スケジュールに従うこと;

b) (地方政府の)省レベルの人民委員会への転貸資金源に関して, ディスバースは国会によって決定された年間のローン額を超えないこと。

第6条. 転貸及び転貸債務の回収における通貨

1. 転貸における通貨は, 政府が外国から借り入れる通貨である。

2. 転貸債務の回収における通貨は, 転貸における通貨である。転貸人がベトナムドンで債務返済を行う場合, 転貸機関は, 債務の回収のためにベトナム貿易銀行(Vietcombank)によって公表された債務返済時における転貸における通貨を販売する時の為替レートを適用する。

第7条. 転貸に係る債務返済期限及び猶予期間

1. 転貸者が（地方政府の）省レベルの人民委員会である場合：転貸に係る債務返済期限及び猶予期間は、外国ローン合意に規定する債務返済期間及び猶予期間である。

2. 転貸者が公的機関、企業である場合：

a) 債務返済期限は、権限を有する機関によって承認された投資プロジェクト（F/S 報告書）における資金返済期限によるものとするが、外国ローン合意において規定する債務返済期限を超えない。

b) 猶予期間は、権限を有する機関によって承認された投資プロジェクト（F/S 報告書）におきてプロジェクトが稼働するまでの建設期間によるものとするが、外国ローン合意において規定する債務返済期限を超えない。

c) 転貸に係る債務返済期限及び猶予期間は、外国借款の債務返済期間及び猶予期間の開始から起算する。

3. 外国借款と転貸項目の間に期限及び猶予期間に関して差がある場合、外国への債務返済がなされていない転貸債務の回収（資金）源は、債務返済累積基金に振り替えられる。

第8条. 転貸に係る金利

公的債務管理法第34条第5項に規定される転貸に係る金利は、政府が外国から借り入れる金利、外国ローン合意の規定に従った各々の手数料、転貸管理手数料及び転貸積立金を含む。

第9条. 貸し手（レンダー）に関連する各々の手数料及び費用、並びに国内外の銀行手数料

1. 転貸者は、外国ローン合意に従った貸し手（レンダー）に関連する各々の手数料及び費用、並びに転貸借款に係る国内外の銀行の各種のサービス手数料を十分に支払う責務を負う。外国ローン合意に従った各種の手数料は、資金調達手数料、管理手数料、コミットメントフィー、資金引出し手数料、保険料に係る手数料、法令の規定に従ったその他の各々の手数料及び費用（ある場合）を含む。

2. 外国の貸し手（レンダー）に支払わなければならない各々の手数料、費用に関し、転貸者は、財政省に支払うために、転貸権限被委任機関を通じて支払う。各種の銀行サービス手数料に関し、転貸者はサービス銀行に直接支払う。

第 10 条. 転貸管理手数料

1. 転貸管理手数料の額は、転貸債務残高に基づき計算された 0.25%/年であり、具体的には以下のとおり：

a) (地方政府の) 省, 市の人民委員会は、転貸機関 (財政省) に 0.25%/年を支払う。

b) 企業, 公的機関は、転貸権限被委任機関に 0.25%/年を支払う。そのうち、転貸権限被委任機関は、0.15%/年を受け取り、財政省に 0.1%を支払う。

2. 転貸の管理及び使用は、転貸権限被委任機関の財政スキームに従って実施する。財政省の転貸の管理及び使用は、政府首相の規定に従って実施する。

第 11 条. 転貸積立金

1. 転貸積立金は、以下の規定に従う：

a) (地方政府の) 省レベルの人民委員会への転貸の場合における転貸積立金は、0%/年/転貸債務残高である。

b) 公的機関への転貸の場合における転貸積立金は、1%/年/転貸債務残高である。

c) 企業への転貸の場合における転貸積立金は、1.5%/年/転貸債務残高である。

2. 転貸積立金の納付控除：

a) 転貸権限被委任機関が信用リスクを負わない場合、転貸積立金は債務返済累積基金に納付される；

b) 転貸権限被委任機関が全ての信用リスクを負う場合、転貸積立金は転貸権限被委任機関に納付される。転貸権限被委任機関は、信用事業に関する法令及び各々の法規範文書の規定に従って信用リスクを処理するため、債務の分類、積立金の控除及び使用を実施する。

第 12 条. 返済遅延利息

1. 元本, 利息, 手数料及び法令の規定に従ったその他の関連費用 (ある場合) を含む債務項目のいずれであっても正しい期限に債務返済されない場合、転貸者は本条第 2 項, 第 3 項に規定する限度に従って、返済遅延利息を支払わなければならない。

2. 外国ローン合意における元本、利息、手数料の各々の返済遅延項目に関し、返済遅延利息は、外国ローン合意の規定に従って確定される。外国ローン合意において規定されていない場合、返済遅延利息は、政府が海外から借り入れた金利の150%とする。

3. 返済が遅延している転貸管理手数料、積立金の各々の項目に関し、返済遅延利息は、本政令第10条、第11条に規定する管理手数料、積立金の150%とする。

4. 延滞日数は、債務返済の期日から実際に支払いがなされた日の1日前までを計算した日数とする。

第13条. 利息、手数料、転貸積立金を計算するための年間の日数

利息、返済遅延利息、外国の貸し手（レンダー）に支払われる各々の手数料、転貸管理手数料及び転貸積立金を計算するための年間の日数は、外国ローン合意に記載されている利息を計算する時、年間の日数に関する規定に従って実施する。

第14条. 債務の受領

転貸者は、政府が外国の貸し手（レンダー）との債務を受領した時点において、転貸借款の債務を受領する。

第15条. 債務の回収時の優先順位

1. 転貸契約において規定する元本、金利及び手数料の各々の返済項目に関し、転貸者は、転貸者のその他の各々の債務項目を返済する前に、返済しなければならない。

2. 転貸者が期限までに各々の義務の一部しか支払えない場合において、債務の回収における優先順位は以下のとおり：転貸管理手数料、転貸積立金、返済遅延利息、期限超過利息、各々のその他の手数料項目、期限超過元本、期限までの元本。

第16条. ローン担保

1. 本条第4項の規定に従ってローン担保が免除される場合を除き、転貸者は、法令の規定に合致した資産による各々のローンの担保手段を使用しなければならない。ローン担保の手段は、転貸契約において明確に記載されなければならない。

2. ローン担保の資産は、政府の転貸資金から形成された資産及び転貸者の合法的な各々のその他の資産を含む。ローン担保の資産は、政府が信用リスクを負う場合には財政省によって承認されるか、又は、転貸権限被委任機関が信用リスクを負う場合には転貸権限被委任機関によって承認されなければならない。

3. ローン担保の資産の価値は、転貸借款の元本の価値の少なくとも 120% である。ローン担保の資産の価値が、転貸借款の元本の価値の 120% よりも下回った場合、転貸者は、上述した最低水準を確保することを目的として、ローン担保の資産を追加する責務を有する。

4. (地方政府の) 省レベルの人民委員会に転貸する場合、又は、転貸人が法令の規定に従って資産によるローンの担保を実施しない場合において、ローン担保は要求されない。

5. 転貸権限被委任機関及び転貸人は、担保取引、ローン担保の資産管理に関する法令の規定に従って、ローン担保に係る各々の手続きを実施する。

6. 債務の回収のための担保資産の処理は、法令の規定に従って実施する。転貸権限被委任機関が信用リスクを負わない場合、債務の回収のための担保資産の処理は政府首相の承認を受けなければならない。

第 17 条. 転貸借款の債務返済

1. 転貸契約に従って十分にかつ期限どおりに債務返済を実施するため、転貸者は、転貸者の財政計画、予算見積りにおいて(資金)源を積極的に配分する。債務返済は、転貸借款に関連する各々の商務契約の実施状況に従属しない。

2. 転貸借款の債務返済は、転貸人の各々のその他の債務項目が支払われる前に、転貸人によって確保されなければならない。

3. 公的機関又は企業である転貸人は、債務返済のための(資金)源を準備するとともに、本政令第 35 条の規定に従った口座の最低残高を維持するため、転貸プロジェクトの営業収益及びその他の合法的な収入源を、転貸権限被委任機関に集中させる口座を開設する。当該口座の開設は、デイスバース前に実施する。

4. 転貸契約に署名する時、転貸人は、転貸人が十分かつ期限どおりに債務返済しない場合において(転貸権限被委任機関が)債務を回収するため、転貸権限被委任機関に対し、転貸人のどの口座からも自動引き落としを可能とする、撤回不能な権限委任を誓約する責務を負う。

5. 転貸人から債務返済項目を受領した日から 2 営業日以内に、転貸機関又は転貸権限被委任機関は、本政令第 10 条第 1 項の規定に従って受け取った転貸管理手数料の部分を差し引いた後、全ての債務の回収額(元本、利息等)を債務返済累積基金に振り返る。複数の借款の転貸の権限を委任された各々の政策銀行に関し、財政省への債務返済期限は、債務返済累積基金の管理に関する政令における規定に従って、毎月実施する。

第 18 条. 期限前の債務返済

1. 外国ローン合意に規定する期限前の債務返済に関する各々の条件を満たし、財政省の承認が得られた場合、転貸人は、期限前の債務返済を実施することが出来る。

2. 外国ローン合意に期限前の債務返済に関する規定がない場合において、転貸人は、政府首相の承認（転貸権限被委任機関が信用リスクを負わない場合）又は転貸権限被委任機関の承認（当該機関が信用リスクを負う場合）がある場合のみ、期限前の債務返済を実施する。

3. 期限前の債務返済のためには、転貸人は、財政省又は転貸権限被委任機関が外国の貸し手（レンダー）と意見交換するとともに（権限を有する機関に）報告し、権限を有する機関が検討、決定するため、財政省及び転貸権限被委任機関に債務返済予定の遅くとも 90 日前に要請書を送付する。

4. 転貸人は、期限前の債務返済時に発生する全ての種類の手数料、費用を負担する。

第 19 条. 債務に係る義務の譲渡

1. 転貸人は、以下の場合においてのみ、各々の転貸借款から発生する債務に係る義務を譲渡、移転することができる：

a) 転貸権限被委任機関が信用リスクを負わない場合に関して政府首相の承認を得ていること；又は

b) 転貸権限被委任機関が信用リスクを負う場合に関して財政省の承認を得ていること。

2. 債務に係る義務を譲渡、移転する要請がある場合、転貸者は、財政省又は転貸権限被委任機関に理由を明確に述べるとともに、本条第 1 項に規定する権限を有する機関の承認を文書で得た後、主導的に実施する。

第 2 章

ODA ローン資金／譲許的ローン資金の転貸

第 20 条. 転貸される条件

（地方政府の）省レベルの人民委員会、企業、公的機関に対して転貸される条件は、公的債務管理法第 36 条の規定に従って実施する。

第 21 条. 転貸率

1. （地方政府の）省レベルの人民委員会に対する転貸率

a) 地方予算の（収支）バランスの総支出と比較して中央予算からの（支出）バランスの補充割合が70%以上の地方については、転貸率はODAローン資金／譲許的ローン資金の30%とする；

b) 地方予算の（収支）バランスの総支出と比較して中央予算からの（支出）バランスの補充割合が50%以上70%以下の地方については、転貸率はODAローン資金／譲許的ローン資金の40%とする；

c) 地方予算の（収支）バランスの総支出と比較して中央予算からの（支出）バランスの補充割合が50%以下の地方については、転貸率はODAローン資金／譲許的ローン資金の50%とする；

d) 地方歳入額を中央予算に配分する地方（ハノイ市、ホーチミン市を除く）については、転貸率はODAローン資金／譲許的ローン資金の70%とする。

d) ハノイ市及びホーチミン市：転貸率はODAローン資金／譲許的ローン資金の100%とする；

e) 財政大臣は、予算の安定期間の初年度の1月1日より前のそれぞれの予算暗転期間に適用する、それぞれの（地方政府の）省、中央直轄市のためのODAローン資金／譲許的ローン資金の転貸率を公表する。

2. 公的機関に対する転貸率：

a) 全ての経常経費及び投資経費を自ら確保する公的機関については、転貸率は投資プロジェクトに使用するODAローン資金／譲許的ローン資金の100%とする；

b) 全ての経常経費及び一部の投資経費を自ら確保する公的機関については、転貸率は投資プロジェクトに使用するODAローン資金／譲許的ローン資金の50%とする。

3. 企業に対する転貸率：

企業は、投資プロジェクトに使用するODAローン資金／譲許的ローン資金の全てを転貸する資格を有しているが、権限を有する機関によって承認された総投資額の70%を超えないものとする。

4. 転貸率の適用：

a) 本条第1項、第2項及び第3項に規定する転貸率は、外国ローン合意の規定による各々の元本の債務に係る義務に対して適用する；

b) プロジェクトへの投資のためのお政府のODAローン資金／外国譲許的ローンの総額に基づいた計算により発生した資金調達手数料、管理手数料、コミットメントフィー、返済遅延利息、期限前の債務返済費用及びその他の各々の費用を含む各々の債務返済に係る義務に関し、転貸人は、返済の支出のために転貸人の資金源から調達する。

第 22 条. 転貸機関の確定

1. 財政省は、（地方政府の）省レベルの人民委員会に直接転貸する。この場合において、財政省は転貸機関となる。

2. 信用リスクを負わない転貸権限被委任機関の確定：

国家投資計画に属する投資プロジェクトを実施する公的機関、企業への転貸に関し、転貸プロジェクトの性質に基づき、財政省は、（政府首相に）以下を報告し、政府首相が転貸権限被委任機関を確定する：

a) 投資に係る各々のプログラム／プロジェクトに関しては、ベトナム開発銀行；又は

b) 社会政策に係るプログラム／プロジェクトに関しては、社会政策銀行。

3. 信用リスクを負う転貸権限被委任機関の確定：

a) 公的債務管理法第 35 条第 3 項に規定する要件を確保する信用機関であること；

b) プロジェクト提案時、プロジェクトの主管機関は、信用機関の承認を得た後、信用機関が信用リスクを負う転貸権限被委任機関であることを提案する；

c) プレ F/S 報告書、F/S 報告書の立案、承認プロセスにおいて、信用機関は、プロジェクトの主管機関、プロジェクトオーナーに対して意見する権限及び責務を有する；

d) プレ F/S 報告書、F/S 報告書の審査プロセスにおいて、信用機関がプロジェクトは効果がなく、参加を辞退した場合、主管機関は、プロジェクトへの信用リスクを負う転貸権限被委任機関となる要件を十分に満たしたその他の信用機関を主導して選定する責務を有する。

第 23 条. 転貸権限被委任機関の任務、権限

1. 転貸権限被委任機関は、公的債務管理法第 40 条第 1 項の規定による各々の任務、権限を実施する。

2. 本条第 1 項の規定に加え、信用リスクを負う転貸権限被委任機関は、以下の任務、権限を有する：

a) 全ての信用リスクを負うとともに、転貸委任契約による全ての場合において、財政省に対して十分かつ期限どおりに債務返済する責務を負う；

b) 本政令第 10 条に規定する割合による転貸管理手数料及び全ての転貸積立金を享受することができる；

c) 転貸人によって抵当に入れられた、転貸借款に係る担保資産に関する決定；

d) 転貸人からの期限前の債務返済に係る各々の要請に関する決定（ある場合）；転貸人が法令の規定に従った債務返済において困難に遭った場合における債務リストラの決定。

第 24 条. 転貸審査機関

1. 財政省は、（地方政府の）省レベルの人民委員会の転貸条件を審査する機関である。

2. 財政省は、企業、公的機関に関する転貸の審査を、転貸権限被委任機関に委任する。

第 25 条. 転貸審査の内容

1. （地方政府の）省レベルの人民委員会に対する転貸審査は、公的債務管理法第 38 条第 1 項に従って実施され、具体的には、公的債務管理法第 36 条第 1 項の規定による各々の転貸される要件を満たしていることを評価する。

2. 公的機関、企業に対する転貸審査は、公的債務管理法第 38 条第 2 項に従って実施され、具体的には以下の各々の内容を評価する：

a) 公的債務管理法第 36 条の規定に従った法人格、転貸される要件を満たしていること；

b) 転貸人の財政能力、債務状況；

c) ローン資金及び債務返済の使用に係る方策、ローン額の担保方策の実現可能性；

d) 転貸人の債務返済方策におけるリスク度合い、リスクの防止・管理手段の実現可能性の評価。

第 26 条. 転貸審査プロセス

1. 投資プロジェクト（F/S 報告書）が権限を有する機関によって承認された後、転貸人の権限を委任された代表者は、本政令第 27 条の規定に従った審査書類を添付して、転貸審査申請書を転貸審査機関に送付すると同時に、財政省に送付する。投資プロジェクトの承認時、ODA 資金／外国譲許的ローン資金の転貸プロジェクトに関する投資決定者は、根拠に基づくローン資金返済方策及び高い実行可能性を確保しなければならない。

2. 財政省が転貸機関である場合、規則に合致した十分な書類を受領してから 30 日以内に、財政省は転貸に関して政府首相に報告する。

3. 財政省が転貸機関に権限を委任した場合、規則に合致した十分な書類を受領してから 30 営業日以内に、転貸審査機関は財政省に審査報告書を送付する。規則に合致した十分な書類を受領してから 15 営業日以内に、転貸審査機関による審査報告書に基づき、財政省は、転貸審査結果に関して政府首相に報告する。

4. 転貸要件を十分に満たしている場合、財政省は転貸に関して（政府首相に）報告し、政府首相が承認する；転貸要件を十分に満たしていない場合、財政省は、（政府首相に）報告し、政府首相は外国借款を締結しない。

5. 転貸の承認に関する政府首相の決定に基づき、財政省は、ODA ローン資金、外国譲許的ローン資金に関する法令の現行規定に従って、ローン合意に係る交渉、締結を実施する。

6. 転貸審査機関は、転貸審査結果に関して責務を負う。転貸人は、審査書類において報告、提供された資料、データに関して責務を負う。

第 27 条. 審査書類

1. 地方予算による債務返済能力に係る審査書類は、以下を含む：

a) 政府の外国ローン資金源及び債務返済（資金）源に係る転貸方式に従った官民パートナーシッププロジェクトへの投資又は投資資金の拠出のために資金調達を許可された（地方政府の）省レベルの人民評議会又は人民評議会常務委員会の文書；

b) 投資方針承認に係る決定；転貸資金の利用に係る方式を有した、権限を有する機関によって承認された投資決定、投資プロジェクト文書（又は F/S 報告書）；

c) 発生した全ての各々の借款及び債務残高の詳細を含む、転貸要請時点における地方のローン・債務返済状況報告書；前年度の地方予算のローン債務残高及び現行年度のローン債務残高の概算、直近 3 年間における分権に従って配分された地方予算の歳入における転貸資金の債務支払いの割合に関する報告書；

d) （地方政府の）省レベルの人民評議会によって決定された地方の年度予算の概算；投資プロジェクト自体からの回収資金源（ある場合）、地方予算からの配分資金及び権限を有する機関によって承認されたその他の合法的な資金源を含む、債務返済方策及び債務返済に係る計画及び（資金）源の詳細説明；

d) (地方政府の) 省の債務返済能力を証明するための関連するその他の資料 (ある場合)。

2. 企業, 公的機関に関する審査書類は, 以下を含む:

a) 投資方針承認に係る決定;

b) プロジェクトの投資承認決定を添付した, 権限を有する機関によって承認された投資プロジェクト (F/S 報告書);

c) ローン資金の利用及び債務返済に係る方策; 自己資金 (企業に対して), カウンターパート資金の配分に係る方策; ローン担保に係る方策及びローン担保に係る方策の関連資料; ローン担保資産の管理, 処理に係る方策; 投資決定者によって承認されたプロジェクトの収益-費用に係る説明書類;

d) 審査申請時点までの直近 3 年間の監査済の年次財務諸表, 転貸者のローン, 債務返済, 債務残高の状況に係る報告書。

第 28 条. 転貸契約, 転貸委任契約の署名

1. 外国ローン合意が締結された後, ODA ローン資金源/譲許的ローン資金源の転貸に関する政府首相の承認に基づき, 30 日営業日以内に, 財政省は契約を署名する:

a) (地方政府の) 省レベルの人民委員会に対する転貸は, 本政令に添付する付録 I に規定する様式に従う; 又は

b) 信用リスクを負わない転貸権限被委任機関に対する転貸の委任は, 本政令に添付する付録 II に規定する様式に従う; 又は

c) 信用リスクを負う転貸権限被委任機関に対する転貸の委任は, 本政令に添付する付録 III に規定する様式に従う。

2. 転貸委任契約を署名してから 30 日営業日以内に, 転貸権限被委任機関は, 転貸の管理, 債務の回収のために, 転貸者と転貸契約を署名する。

第 3 章 転貸管理

第 29 条. 転貸資金の使用に係る管理

1. 転貸者は, 各々の投資方針承認に係る決定, 権限を有する機関の投資決定, 承認されたプロジェクト文書, 締結された転貸契約に従って, 目的に沿って, 効果的に転貸資金を使用する責務を負う。

2. 転貸権限被委任機関は、ベトナム国庫によって支出が監視されたディスバース項目である場合を除き、転貸資金のディスバースに係る書類の検査を通じて、転貸人の転貸資金の使用を検査する責務を負う。転貸人は、転貸権限被委任機関に対し、合法的で、確実な各々の書類の提供に関して責務を負う。必要な場合において、転貸権限被委任機関は、ローン資金の使用に関する報告及びローン資金がローン資金の正しい目的で使用されていることの証明を、転貸人に要求する権限を有する。

3. 外国の貸し手（レンダー）のディスバースに係る通知及び財政省の通知に基づき、転貸機関、転貸権限被委任機関は、債務記録の手続きを実施するとともに、四半期毎に転貸人と債務データを対照する。

4. 転貸人は、主導して、転貸借款に係る各々の管理手法を実施し、信用リスク、為替リスクを最小化するため、法令の規定に従って、信用リスク、為替リスクの保険を実施する。

第 30 条. 債務の回収の管理

1. 転貸人は、財政省（（地方政府の）省レベルの人民委員会に転貸する場合）又は転貸権限被委任機関との転貸契約に従って、各々の当該機関が債務の回収項目を十分かつ期限どおりに債務返済累積基金に返済するため、十分かつ期限どおりに債務返済を実施する。

2. 転貸権限被委任機関が信用リスクを負う場合、当該機関は、全ての場
合において、財政省との転貸委任契約の正しく従って、十分かつ期限どおりに債務返済項目を支払うために督促し、債務を回収する責務を負う。

3. 四半期毎に、転貸権限被委任機関は、資金の引出し額、債務返済額、債務残高を含む債務状況を、転貸人と対照する。

4. 毎年度定期的に、前年度の終了から 60 日以内に、転貸権限被委任機関は、転貸プロジェクトの総額、ディスバースの総額、債務返済の総額、債務残高の総額、それぞれのプロジェクト、転貸借款の詳細を含む、管理の権限を委任された各々の全ての借款の債務状況を取りまとめ、（財政省に）報告し、財政省と対照する。

第 31 条. ローン担保資産の管理

1. 転貸人が公的機関又は企業である転貸契約を署名してから 30 日以内に、転貸人及び転貸権限被委任機関は、ローン担保契約を締結する。

2. ローン担保契約を署名した日から 30 日以内に、転貸者は、担保取引に関する法令の規定に従って、転貸借款のローン担保資産に対する抵当権設定登記を実施する。

3. 担保資産に関係する各々の当事者は、担保資産に関する法令の各々の規定を遵守する責務を有する。ローン担保資産は、目的に正しく沿って、管理、使用されなければならない。譲渡、移転の場合には、転貸権限被委任機関が信用リスクを負わない場合には政府首相の承認を得なければならない、又は、転貸権限被委任機関が信用リスクを負う場合には転貸権限被委任機関の同意を得なければならない。

4. ローン担保契約は、転貸者が、転貸契約に従って各々の全ての債務義務を支払った際にのみ失効する。

5. 転貸者は、ローン債務残高がある全期間において、転貸権限被委任機関のために抵当に入れている担保資産に対して、法令の規定に従ってリスク保険に加入する責務を有する。

6. 転貸権限被委任機関は、ローン担保資産の使用を管理、監査する；法令の規定の実施及びローン担保資産の処理を強制的に対応しなければならない場合、担保資産の査定、検査、監査のため、独立した組織を雇用することができる。転貸人は、各々の当該費用を支払う責務を有する。

第 32 条. 転貸人の転貸状況及び財政状況に係る報告

1. 転貸人が（地方政府の）省レベルの人民委員会である場合には財政省に対し、転貸人が公的機関、企業である場合は転貸権限被委任機関に対し、転貸状況を以下の各々の内容とともに、1年に2回、1回目は毎年1月31日までに、2回目は毎年7月31日までに報告する

- a) 転貸借款に係る資金の引出し、債務返済、債務残高の状況；
- b) ローン担保資産の変動状況；
- c) どの債権者であるかを問わず、債務残高、発生した延滞債務額（ある場合）を含む、転貸人の財政状況、債務状況；
- d) 投資プロジェクトの実施、稼働、活用状況、投資プロジェクトの資産及びローン資金から形成された資産の管理、使用状況。

2. 転貸権限被委任機関は、財政省に対し、1年に2回、1回目は毎年2月28日までに、2回目は毎年8月31日までに、又は、それぞれの転貸プロジェクト、転貸人の債務返済能力に影響を与える問題が突発的に発生した場合すぐに、本条第1項に規定する上記の各々の内容を報告する。

3. 毎年、財政省は、公的債務に関する一般報告書において、転貸状況をとりまとめ、政府に報告する。

4. 財政省は、報告書の様式をガイダンスする。

第 33 条. 検査及び監査

1. 本政令の規定に従った全ての各々の転貸活動は、法令の規定に従った権限を有する各々の国家機関による検査を受けなければならない。

2. 転貸権限被委任機関は、転貸借款、転貸人、貸付、債務回収状況、ローン担保資産の変動状況、転貸資金により投資された施設の活用、稼働状況を管理、監査するとともに、定期的かつ抜き打ちで転貸人の検査を実施し、財政省に結果を報告する。

3. 財政省は、転貸権限被委任機関を通じて、転貸活動を監査する。毎年度の計画に従って定期的に又は抜き打ちで、財政省は、転貸権限被委任機関及び転貸人を検査する。

4. 検査、監査プロセスにおいて、転貸人が転貸契約に従ってコミットメント及び義務を正しく実施していない場合、転貸権限被委任機関又は財政省は、権限に従って処理する。権限の範囲を越える場合、財政省は、（政府首相に）報告し、政府首相は処理手段を決定する。

第 4 章

債務の分類、転貸リスクの管理及び処理

第 34 条. 債務の分類

1. 公的機関、企業に対する転貸項目は、転貸権限被委任機関によって定期的に債務の分類がなされるとともに、転貸人の債務返済義務の実施状況に従って、公的債務に関するリスク管理プログラムに属する債務分類表にとりまとめられる：

- a) グループ 1：十分かつ期限どおりに債務が返済されている借款；
- b) グループ 2：債務返済の 1 期間において延滞債務を有する借款；
- c) グループ 3：債務返済の 2 期間から 3 期間において延滞債務を有する借款；
- d) グループ 4：債務返済の 4 期間以上において延滞債務を有する借款；
- d) グループ 5：債務返済能力を有していない借款。

2. 毎年度定期的に、転貸権限被委任機関は、財政省が転貸リストの債務分類（状況）をとりまとめ、政府首相に報告するため、管理中の各々の転貸項目の債務の分類状況を、財政省に報告する。

3. (地方政府の) 省レベルの人民委員会の各々の転貸項目に対して、債務の分類は適用しない。

4. 転貸機関が信用リスクを負う形式による各々の転貸項目に対する債務の分類は、信用機関の事業におけるリスクを処理するため、所有資産の分類、積立率、積立金の積立方法及び積立金に関するベトナム国家銀行の規定に従って実施する。

第 35 条. リスク管理

1. 債務の分類に基づき、財政省は、以下のリスク管理に係る各々の専門業務を適用する：

a) 1 期間以上の延滞債務に関して：転貸人は、転貸人の収入、支出状況に関して転貸権限被委任機関に報告するとともに、債務を返済するために十分な（資金）源を調達することを誓約する；新規の各々の借款は検討されない；

b) 2 期間以上の延滞債務に関して：転貸人は、直近の次の債務返済期間の少なくとも 15 日前に、本政令第 17 条第 3 項に規定されている口座残高を、少なくとも次の債務返済の 2 期間分の額に維持する；

c) 3 期間以上の延滞債務に関して：転貸機関は、本政令第 17 条第 4 項に規定されている転貸人の権限に従って、債務を返済するために、転貸人が口座を開設する各々の銀行に対して、口座から（金銭を）差し引くことを要請することができる；

d) 債務返済能力を有しない借款の場合：転貸人は、債務の回収のための担保資産の処理を含む、首相の承認に従った各々の処理手法を執行する責務を有する。

2. リスク処理は、法令の規定を正しく実施し、国に対する損害を最小限にする原則を確保するとともに、転貸、債務の回収及び処理における転貸機関、転貸人の責務に密接に関連しなければならない。

第 36 条. 債務返済期間の延長

1. 転貸人が客観的な原因によって一時的な困難、災害、災禍による不可抗力、政策変更、プロジェクトに悪影響を及ぼす経済状況に直面し、投資プロジェクトの進捗に遅れが生じ、債務返済のための十分な収入が期待されず、各々の是正措置を講じたが、期限どおりに債務を返済出来ない場合：

a) 財政大臣は、転貸借款の債務返済期間、猶予期間の延長を検討、決定するが、外国借款の債務返済期間、猶予期間を超えない；

b) 政府首相は、外国借款の債務返済期間、猶予期間を超える転貸借款の債務返済期間、猶予期間の延長を決定する。

2. 延長期間、債務返済期間、猶予期間の検討、決定は、転貸人、転貸人の主管機関の要請に基づき実施され、転貸権限被委任機関の債務返済期間、猶予期間の延長に係る方策に従って、債務返済能力の審査を報告する。

3. 債務返済期間、猶予期間の延長に係る方策に従った債務返済能力の審査のため、転貸人は、転貸権限被委任機関に以下の各々の資料を送付する：

a) 債務延長に係る方策に従った、債務の延長、債務支払（資金）源の方策；

b) 転貸人の直近3年間の監査済の財務諸表；

c) 財政難、債務返済不能の状況となった原因に関する主管機関及び関係機関の意見。

4. 転貸借款に対する債務返済の延長の検討は、信用機関によって決定された信用リスクを負う転貸機関の方策に従う。この場合において、リスクを負う信用機関は、転貸委任契約に正しく従って、財政省に転貸資金を支払う責務を負う。

第37条. 債務凍結

1. 公的機関又は企業の転貸借款に関する債務凍結は、以下の場合に検討される：転貸人が客観的な原因による長期の困難に直面し、又は天災、災禍、政策変更、プロジェクトに直接悪影響を与える経済背景による不可抗力に直面し、他の債務者への債務が返済不可能となる債務処理の要請時点まで3年以上連続して損失を被り、事業の運転資金源の確保及び従業員への義務の履行において困難に直面し、是正措置が講じられたが、それでもなお債務返済が出来ず、投資方針の承認権限を有する機関によって承認された財務リストラの提案を有する。

2. 債務凍結期間は、5年を超えない。

3. 債務凍結期間において、転貸人は、凍結された債務に係る各々の義務に対して発生した各々の利息及び手数料は免除される。

4. 債務凍結の方策に従って債務返済能力を審査するため、転貸人は転貸権限被委任機関に以下の各々の資料を送付する：

a) 債務凍結期間終了後の債務返済に係る方策、債務返済（資金）源；

b) 転貸人の直近3年間の監査済の財務諸表；

c) プロジェクトが困難、損害の発生及び債務返済不能となった原因に関する所管機関及び関係機関の意見；

d) 投資方針の承認権限を有する機関によって承認された転貸人の財務リスクに係る提言。

5. 債務凍結に係る方策の審査報告書及び転貸権限被委任機関の提言に基づき、財政省は、転貸借款の債務凍結を（政府首相に）提出し、政府首相が決定する。

6. 転貸借款に関する債務凍結の検討は、信用機関によって決定された信用リスクを負う転貸機関の方式に従う。

第 38 条. 債務の部分放棄

1. 転貸借款に関する利息、延滞利息、元本の一部を含む各々の債務に係る義務の部分放棄は、以下の場合に検討される：転貸人が客観的な原因による長期の困難に直面し、又は天災、災禍、政策変更、プロジェクトに直接悪影響を与える経済背景による不可抗力に直面し、他の債務者への債務が返済不可能となる債務処理の要請時点まで5年以上連続して損失を被り、事業の運転資金源の確保及び従業員への義務の履行において困難に直面し、是正措置が講じられたが、それでもなお債務返済が出来ず、債務リスクの原則に関して少なくとも1人の債権者によって同意され、投資方針の承認権限を有する機関によって承認された財務リスクの提案を有する。

2. 転貸借款に関する利息、延滞利息、元本の一部を含む各々の債務に係る義務の部分放棄の方策に従って債務返済能力を審査するため、転貸人は転貸権限被委任機関に以下の各々の資料を送付する：

a) 債務凍結期間終了後の債務返済に係る方策、債務返済（資金）源；

b) 転貸人の直近5年間の監査済の財務諸表；

c) プロジェクトが困難、損害の発生及び債務返済不能となった原因に関する所管機関及び関係機関の意見；

d) 転貸人に関係するその他の債務リスクの原則に関して同意している少なくとも1人の債権者の意見；

d) 転貸資金を使用するプロジェクトに対する投資方針の承認権限を有する機関によって承認された転貸人の財務リスクに係る提言。

3. 債務の部分放棄の方策に係る審査報告書及び転貸権限被委任機関の要請に基づき、財政省は、債務の部分放棄を（政府首相に）提出し、政府首相が決定する。

4. 転貸借款に関する債務の放棄の検討は、信用機関によって決定された信用リスクを負う転貸機関の方策に従う。この場合、リスクを負う信用機関は、転貸委任契約に正しく従って、財政省に転貸資金を支払う責務を負う。

第 39 条. 転貸人が企業である場合における全ての債務の放棄

1. 転貸人が権限を有する機関の決定に従って解散、破産した場合、債務の回収は、解散、破産に関する法令の規定に従って実施される。

2. 本条第 1 項に挙げられたプロセスに従って実施した後に回収不能な債務部分に関しては（ある場合）、財政省は、債務放棄に関して（政府首相に）提出し、政府首相が許可する。

第 40 条. 債務処理に係る（資金）源

1. 転貸人は、対外債務返済の（資金）源として、財政省のための債務を債務返済累積基金に返済する。財政省は、外国ローン合意の規定に従って、債務返済を実施する。

2. 権限を有する機関の決定による債務の延長、債務凍結、債務放棄に係る各々の手段を実施する場合、財政省は、処理のために債務返済累積基金の（資金）源を使用する。

第 5 章 施行条項

第 41 条. 施行効力

1. 本政令は、2018 年 7 月 1 日から施行の効力を有する。本政令は、2010 年 7 月 14 日付政府の外国ローン資金源の転貸に関する政令 No.78/2010/ND-CP 及び 2017 年 4 月 28 日付（地方政府の）省レベルの人民委員会、中央直轄市に対する政府の外国ローン資金源の転貸に関する政令 No.52/2017/ND-CP に取って代わる。

2. 政府首相によって決定された各々のプログラム／プロジェクトに対する財政スキーム、転貸条件；本政令が効力を有する日の前に締結された委任契約、転貸契約は、引き続き実施する。具体的なローン条件が政府首相によって決定又は変更されていない場合、財政省は、交渉前に政府首相に報告する。

第 42 条. 施行の責務

各々の大臣，（中央政府の）省レベルの機関の長，政府直轄機関の長，（地方政府の）省レベル，中央直轄市の人民委員長，各々の関連する企業，組織，個人は，本政令を施行する責務を負う。

（添付資料：省略）

宛先:

- 党中央書記局
- 政府首相，各政府副首相；
- 各々の（中央政府の）省，（中央政府の）省レベルの機関，政府直轄機関；
- （地方政府の）省・中央直轄市の評議員会，人民委員会；
- 党中央事務局及び各委員会；
- 書記長事務局；
- 国家主席府；
- 国会の民族評議会及び各委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家会計検査院；
- 国家財政監査委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各団体の中央機関；
- 首相府：官房長官，官房副長官，政府首相補佐官，情報通信部長，各庁・局，直轄ユニット，官報；
- 保管: VT, QHQT (2b) . 110

首相

（署名）

グエン・スアン・フック

（注）法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり，仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について，一切の責務を負いかねますので，法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。